

自動車運送事業安全管理規程

－第3版－

令和3年10月1日

おのみちバス株式会社

目 次

第1章	総 則	第1条～第3条
第2章	輸送の安全確保するための事業の運営方針等	第4条～第7条
第3章	輸送の安全を確保するための管理体制	第8条～第13条
第4章	輸送の安全を確保するための事業の実施及び その管理の方法	第14条～第17条
第5章	内部監査及び業務改善	第18条～第20条
第6章	情報の公表及び記録の管理等	第21条～第22条
第7章	雑 則	第23条
	附 則	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、おのみちバス株式会社（以下「当社」という。）の一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業（以下これらを「事業」という。）に適用する。

(用語の定義)

第3条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社員 事業に関する業務に従事する当社の従業員をいう。
- (2) 安全統括管理者 法第22条の2第2項第4号の規定により、選任された者をいう。
- (3) 運行管理者 法第23条第1項の規定により、選任された者をいう。
- (4) 整備管理者 道路運送車両法（昭和26年法律185号）第50条第1項の規定により選任された者をいう。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

(輸送の安全に関する基本方針)

第4条 輸送の安全に関する基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表取締役社長（以下「社長」という。）は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、事業において輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を社員に徹底させるとともに、当社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たすこと。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認及び改善を確実にを行い、社員が一丸となり輸送の安全の確保を図るとともに、絶えず輸送の安全性の向上を図ること。
- (3) 輸送の安全に関する情報を積極的に公表すること。

(輸送の安全に関する重点施策)

第5条 前条に定める基本方針に基づく輸送の安全に関する重点施策は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を社員に徹底させ、関係法令、本規程等に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 事業に係る内部での輸送の安全に関する監査（以下「内部監査」という。）を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を確立し、必要な情報の伝達の円滑化及び共有化を図ること。
- (5) 輸送の安全に関する社員の教育及び研修の具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第6条 第4条に定める基本方針に基づく輸送の安全に関する目標は、別に定める。

(輸送の安全に関する計画)

第7条 前条に定める目標を達成し、かつ、第5条各号に掲げる輸送の安全に関する重点施策を着実に実施するための計画は、別に定める。

第3章 輸送の安全を確保するための管理体制

(社長の責務)

第8条 社長は、次に掲げる最終的な責務を有する。

- (1) 旅客の生命、身体及び財産を保護すること。
- (2) 輸送の安全の確保のための予算の確保、体制の構築その他の必要な措置を講ずること。
- (3) 安全統括管理者の意見を尊重し、輸送の安全の確保に努めること。
- (4) 輸送の安全の確保をするため業務の実施及び管理の状況を絶えず確認し、必要な改善又は措置を講ずること。
- (5) 現場における安全に関する声に真摯に耳を傾ける等現場の状況を十分に把握し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を社員に徹底させること。

(輸送安全対策推進の体制の整備)

第9条 社長は、輸送の安全の対策を社員一丸となって推進するため、次の各号に掲げる者で構成する組織体制を整備する。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) 監査委員

2 社長は、重大な事故、災害等の異常事態が発生した場合に適切に対応できるようにするために必要な組織体制を整備する。

3 前2項に定める組織体制及びその運営に関し必要な事項は、別に定める。

(安全統括責任者の選任及び解任)

第10条 社長は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第47条の5に規定する要件を備える者の中から安全統括管理者を選任する。

2 社長は、前項の規定により選任された安全統括管理者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該安全統括管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により、職務を引き続き行うことが困難になったと社長が認めたとき。
- (3) 関係法令の違反又は輸送の安全の確保を怠る等により、職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると社長が認めたとき。

(安全統括管理者の責務)

第11条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 社員に対し、関係法令、本規程等の遵守及び輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させること。
- (2) 輸送の安全の確保のための実施体制及び管理体制を確立及び維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する基本方針、重点施策、目標を確立及び維持すること。

- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対して周知すること。
- (5) 社長に対し、輸送の安全の確保のための改善に関する意見を述べること。
- (6) 事故防止その他の安全対策について、必要な是正措置又は改善措置を講ずること。
- (7) 運行管理及び整備管理が適正に行われるよう、運行管理者及び整備管理者を統括すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な指導及び監督を行うこと。
- (9) その他輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第12条 削除

(輸送安全管理委員会)

第13条 輸送の安全の計画の実行、確認及び改善状況の審査並びに事故原因の調査、研究等を行うため、輸送安全管理委員会を置く。

- 2 輸送安全管理委員会は、安全統括管理者を長とし、各担当責任者で組織する。
- 3 輸送安全管理委員会に専門の事項を調査、研究等をさせるため、次に掲げる委員会を置く。
 - (1) 事故防止委員会
 - (2) 整備管理委員会
 - (3) その他安全統括管理者が必要と認める委員会

第4章 輸送の安全を確保するための管理体制

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第14条 当社は、第7条の規定による輸送の安全に関する計画に従い、第5条各号に掲げる輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第15条 社長は、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、かつ、共有されるようにするため、運行管理者、整備管理者、社員との意見交換等による双方向の意思疎通を十分に行うものとする。

- 2 社員は、安全性を損なうような事態を発生させた場合又は発見した場合には、これを隠ぺい若しくは看過することなく、直ちに関係する他の社員に報告しなければならない。
- 3 前項の規定による報告を受けた社員は、関係部署において、その情報を共有するよう措置するとともに、関係部署は、適切な対応策を講じなければならない。

(事故、災害等に関する報告連絡体制等)

第16条 事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制、事故対応体制、災害対応体制等は、別に定

める。

- 2 前項の規定による報告連絡体制における報告者は、事故、災害等に関する情報を管理者、安全統括管理者及び関係部署に直ちに伝達しなければならない。
- 3 安全統括管理者は、第1項の規定による報告連絡体制を社員に周知し、事故、災害等が発生した場合において、報告連絡体制が十分に機能するよう予め必要な措置を講ずる。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条に定める事故が発生した場合は、事故報告規則に基づき、国土交通大臣に必要な報告又は届出をしなければならない。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第17条 当社は、輸送の安全に関し、必要な人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを着実に実施する。

第5章 内部監査及び業務改善

（内部監査の実施等）

- 第18条 当社は、輸送の安全に関する業務体制が、適切に確立、実施若しくは維持され、又は機能していることを確認するため、内部監査を実施する。
- 2 内部監査は、定例内部監査及び臨時内部監査とする。
 - 3 定例内部監査は、毎年度一回以上実施する。
 - 4 臨時内部監査は、重大事故等が発生した場合その他必要がある場合において、その事案に関して実施する。
 - 5 監査委員は、内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに管理者に報告し、必要に応じて輸送の安全確保のために必要な方策を検討し、当面必要となる緊急是正措置又は予防措置を講ずる。

（内部監査の組織）

- 第19条 内部監査を実施するため、内部監査委員会を置く。
- 2 内部監査委員会は、総務課長を長とし、庶務係長で組織する。

（輸送の安全に関する業務改善）

第20条 社長は、第18条第5項の規定により、改善すべき事項の報告があった場合又は輸送の安全のための対策が必要と認める場合は、関係部署に対し、必要な改善に関する方策の検討を指示し、是正措置又は予防措置を講ずる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を発生させた場合は、直ちに当該事故に係る輸送の安全に関する業務、体制等の現状を確認し、その結果を踏まえ、必要な事項について、より高度な輸送の安全のための措置を講ずるものとする。当社は、第7条の規定による輸送の安全に関する計画に従い、第5条各号に掲げる輸送の安全に関する重点施策を着実に実

第6章 情報の公表及び記録の管理等

(情報の公表)

第21条 当社は、輸送の安全に関する次の各号に掲げる情報を毎年度公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本方針
 - (2) 輸送の安全に関する重点施策
 - (3) 輸送の安全に関する計画
 - (4) 輸送の安全に関する職員の教育及び研修の計画
 - (5) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - (6) 輸送の安全に関する組織体制
 - (7) 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - (8) 輸送の安全に関する予算及び決算
 - (9) 事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
 - (10) 安全統括管理者に係る情報
 - (11) 輸送の安全に関する内部監査の結果並びに当該監査に基づき講じた措置及び講じようとする措置
- 2 事故発生後に講じた再発防止策、行政処分後に講じた輸送の安全の確保のための改善対策等で国土交通省に報告した情報は、速やかに公表する。

(輸送の安全移管する記録の管理等)

第22条 輸送の安全に関する次の各号に掲げる事項の記録は、これを適切に記録し、保存する。

- (1) 事業運営上の方針の策定に係る会議の議事録
 - (2) 報告連絡に係る記録
 - (3) 事故、災害に係る報告の記録
 - (4) 管理者及び安全統括管理者の指示の記録
 - (5) 内部監査の結果に係る記録
 - (6) 社長に報告した是正措置、予防措置に係る記録
 - (7) その他輸送の安全に関する記録
- 2 前項各号に掲げる事項の記録及び保存の方法は、別に定める。当社は、輸送の安全に関する業務

体制が、適切に確立、実施若しくは維持され、又は機能していることを確認するため、内

第7章 雑 則

(その他)

第23条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。